

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
U U U M 株 式 会 社
代表取締役 梅 景 匡 之
社長執行役員

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、極力、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

この場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年8月24日（水曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様同士のお席の間隔を十分確保するため、ご用意できる座席数に限りがあり、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。株主の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、株主の皆様の関心が高い質問事項については、本定時株主総会の後、その回答を当社ウェブサイト (<https://www.uuum.co.jp/ir-stockholders>) に掲載させていただきます。

敬 具

記

- 1 日 時 2022年8月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル ベルサール六本木B1
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
- 3 目的事項
報告事項 1. 第9期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第9期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

- 4 議決権の行使に関する事項
1. 各議案について賛否の表示がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 2. 議決権行使書面又はインターネットにより重複して議決権を行使された場合においては、インターネットによる議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 3. インターネットによる方法により、複数回にわたり議決権が行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
 4. 代理人により議決権を行使される株主様は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人に選任して、その議決権を行使することができます。なお、この場合、代理権を証明する書面として、委任状及び株主様ご本人の議決権行使書用紙をご提出ください。
 5. 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

受付で非接触型体温計により検温を実施させていただきます。体調不良と見受けられる方やマスクを着用しない方のご入場をお断りさせていただく場合がございます。

今後の状況により、やむなく会場や開始時刻などを変更する場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.uuum.co.jp/ir>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、上記当社ウェブサイト (<https://www.uuum.co.jp/ir>) に掲載いたしますので、後記の事業報告には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

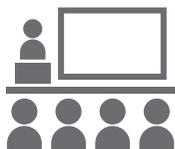
なお、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類は、後記の事業報告に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載する上記①、②の書類となります。

万が一、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.uuum.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年8月25日（木曜日）午前10時

郵送により議決権を行使される場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年8月24日（水曜日）午後7時必着

インターネットにより議決権を行使される場合



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

行使期限 2022年8月24日（水曜日）午後7時まで

ご注意事項

※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。

※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

(提供書面)

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況について

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスによる影響の長期化を背景に、消費や広告出稿が落ち込みました。また、ロシアによるウクライナ侵攻を起因とする地政学リスクの高まりや、エネルギー価格の上昇をはじめとする世界的な物価上昇、各国の政策金利引き上げやそれに伴う為替変動など、世界的に景気の先行き不透明感が一段と高まりました。

このような状況の中でも、当社グループは、オンラインを中心とした事業特性を生かしてクリエイターサポート業務等を継続して展開しております。

当社グループは、クリエイターサポートを主たるサービスとして展開しておりますが、国内の端末別インターネット利用状況を見ると、スマートフォンの保有率が2021年8月で74.3%となり(総務省2021年「通信利用動向調査」)、スマートフォンの普及や通信インフラの発達に伴い、これまで以上に動画の視聴機会が増えております。

このような事業環境のもと、新たなクリエイターの獲得や育成、クリエイターを活用したプロモーションビジネスの拡大、グッズ・EC事業の拡大など、事業基盤の強化に努めるとともに、新規事業の更なる拡大にも注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は235億84百万円(前連結会計年度は244億88百万円)、営業利益は9億71百万円(前連結会計年度比19.1%増)、経常利益は10億2百万円(同17.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億48百万円(同18.4%減)となりました。なお、当社グループは動画コンテンツ事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)の総額は144,917千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

建物	スタジオ購入費用、内装工事費用	99,120千円
工具、器具及び備品	人員増加に伴う備品購入費用	28,104千円
土地	スタジオ購入費用	11,692千円
ソフトウェア	会計システム等	6,000千円

③ 資金調達の状況

当社は、子会社であるP2C Studio株式会社の運転資金確保を目的として、2022年3月に主要取引金融機関と総額1,000,000千円の当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当期末の借入実行残高は500,000千円となります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年6月1日付で、当社のグッズ・EC事業（当社が運営するクリエイター関連グッズの企画・仕入・販売事業をいう）、UUUM GOLF事業（当社が運営するYouTube上のチャンネル「UUUM GOLF」事業をいう）及び FOLLOW ME事業（当社が運営するサービス「FOLLOW ME」事業をいう）を会社分割（新設分割）し、新設するP2C Studio株式会社、UUUM GOLF株式会社及びNUNW株式会社（2022年5月1日付でFORO株式会社より社名変更）に承継いたしました。

また、2021年12月1日付で、当社のゲーム事業を会社分割（新設分割）し、新設するLITMUS株式会社に承継いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年 5 月期)	第 7 期 (2020年 5 月期)	第 8 期 (2021年 5 月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2022年 5 月期)
売 上 高 (千円)	19,726,432	22,459,941	24,488,391	23,584,921
経 常 利 益 (千円)	1,247,857	932,871	855,282	1,002,707
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (千円)	889,210	358,945	549,142	448,329
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	47.82	18.58	27.90	22.65
総 資 産 (千円)	6,305,768	10,486,693	9,728,050	10,704,396
純 資 産 (千円)	2,840,414	3,363,644	3,960,928	4,412,002
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	149.89	171.29	199.67	220.54

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第9期（2022年5月期）の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年 5 月期)	第 7 期 (2020年 5 月期)	第 8 期 (2021年 5 月期)	第 9 期 (当事業年度) (2022年 5 月期)
売 上 高 (千円)	19,726,432	22,459,941	24,487,607	21,249,944
経 常 利 益 (千円)	1,248,367	984,252	881,779	1,235,303
当 期 純 利 益 (千円)	889,807	360,495	570,264	478,403
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 (円)	47.85	18.66	28.97	24.17
総 資 産 (千円)	6,306,136	10,487,441	9,743,616	10,159,914
純 資 産 (千円)	2,841,363	3,366,143	3,981,161	4,417,953
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	149.94	171.42	200.87	222.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 第9期（2022年5月期）の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
(連結子会社) UUUM P A Y 株式会社	東京都港区	1,000千円	100.00%	当社所属クリエイターへの 支払業務全般
(連結子会社) UUUMウェルス 株式会社	東京都港区	5,000千円	100.00%	当社所属クリエイターへの 金融サービスの提供
(連結子会社) H O N E S T 株式会社	東京都港区	40,000千円	93.75%	芸能タレントなどの育成及 びマネジメント等
(連結子会社) P 2 C S t u d i o 株式会社	東京都港区	10,000千円	100.00%	クリエイター関連グッズの 企画・仕入・販売事業
(連結子会社) UUUM G O L F 株式会社	東京都港区	10,000千円	100.00%	YouTube上のチャンネル 「UUUM GOLF」 事業
(連結子会社) N U N W 株式会社	東京都港区	49,600千円	62.50%	「FOLLOW ME」、 「HABET」の運営等
(連結子会社) L i T M U S 株式会社	東京都港区	10,000千円	100.00%	ゲーム・IP事業

(4) 対処すべき課題

① クリエイターサポートの強化

当社グループは、クリエイターに対して、バディ（マネージャー）によるサポートからタイアップ案件の獲得、イベントの開催、クリエイターグッズの販売、バックヤードのサポートなど、様々な側面でクリエイターのバックアップに努めております。新型コロナウイルスはクリエイターの活動環境に変化をもたらしましたが、当社グループはそのような変化を好機と捉え、オンラインを中心とした当社事業の強みを生かしてコロナウイルス禍のもとでもクリエイターが活躍のフィールドを広げ、多くのファンを獲得できるよう、サポート体制を更に強化し、多様化するクリエイターのニーズにも応えてまいります。そして、インターネット上で活躍する全てのクリエイターにとって、必要不可欠な存在を目指してまいります。

② 人材育成による生産性の向上

当社グループにとって最も重要な資産は「人」であり、優秀な人材の獲得や人材育成は当社にとって重要な経営課題の一つであると認識しております。当社グループは、企業理念の社内浸透やリモートワーク環境の整備及びオンライン研修制度の整備を強化し、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性の向上に努めてまいります。

③ コンテンツ管理体制の強化

当社グループは、健全なコンテンツを発信していくことが、中長期的なメディアとしての視聴者獲得や広告主の獲得につながるとの考えのもと、クリエイターに対するコンプライアンス研修やコンテンツ管理に注力してまいりました。昨今では、インターネット上のコンテンツの健全性に対する世間の関心が高まっていますことから、引き続き当社グループとしてコンテンツ管理体制を一層強化してまいります。

④ 新しい収益柱の確立

当社グループは、従来、アドセンス収益（YouTubeチャンネル上に表示される広告に関連して生じる収益をいいます。）やタイアップを中心とした広告収益に依存した構造になっておりました。今後は、多様なクリエイターとのビジネス共創に注力していくことで当社グループの収益多様化を実現してまいります。

⑤ M&Aによる成長加速

既存事業において、強化・領域拡大・効率化等の面でシナジーが発揮できる企業に対して業務提携やM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

⑥ 組織体制の強化

当社グループの継続的な成長には、事業拡大に応じて優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築を行ってまいります。

⑦ 継続的な業務改革への取り組み

クリエイターの活動領域の拡大に伴い、当社の事業領域は多岐に渡っております。事業の規模や多角化に合わせた業務改革を継続的に行っていくことで、会社全体の生産性向上に取り組んでまいります。具体的には、ITシステムの導入、社内制度やオペレーションの見直し、人材戦略の見直しなどに中長期目線で取り組むことによって、社員一人当たりのビジネス有効時間の拡大や生産性の拡大、継続的なコスト削減を実現してまいります。

⑧ 海外展開

当社グループの所属クリエイターの動画視聴層は国内がほとんどですが、海外にはより多くの潜在的な視聴者がいると考えております。海外のMCN（マルチチャンネルネットワーク）との協業を深めることにより、プロモーション案件の相互紹介やクリエイターのコラボレーションなど補完メリットを実現していきたいと考えております。また、海外コンテンツホルダーからのコンテンツ調達、海外プラットフォームへのコンテンツ提供にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

⑨ 情報管理体制の強化

当社グループは、クリエイターの個人情報を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び社内規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の実施やシステムの整備などを継続して行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事業区分	事業内容
クリエイターサポートサービス	クリエイターの様々な活動のサポートやクリエイターを活用した企業プロモーション
自社サービス	番組制作・チャンネル運営や、ゲームの開発・運営等

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年5月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
支 店	宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番27号

② 子会社

UUUM PAY 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
UUUMウェルス 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
HONEST 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
P2C Studio 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
UUUM GOLF 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
NUNW 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号
L i T M U S 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
578名	32名増	31.46歳	2.46年

(注) 従業員数には、契約社員及び当社グループから社外への出向者を含み、臨時従業員（アルバイトを含む）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,851,092千円
株式会社みずほ銀行	928,656千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 68,400,000株
- ② 発行済株式の総数 19,893,180株
- ③ 株主数 25,079名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
鎌 田 和 樹	7,047,930	35.64
梅 田 裕 真	1,800,000	9.10
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	629,000	3.18
開 發 光	454,770	2.30
株 式 会 社 S B I 証 券	331,900	1.67
楽 天 証 券 株 式 会 社	312,100	1.57
渡 辺 崇	289,540	1.46
齋 藤 将 平	198,800	1.00
梅 景 匡 之	183,500	0.92
中 尾 充 宏	151,980	0.76

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (121,200株) を控除して計算しております。
2. 持株比率 (%) は、小数点3位以下を切捨てし表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の定めにより、2022年1月14日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月17日から2022年2月3日の間、市場取引により、121,200株 (発行済株式総数に対する割合は0.60%) の自己株式を総額99,978,600円で取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- ・新株予約権の数
250個
 - ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 30,000株 (新株予約権 1 個につき120株)
 - ・取締役の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	回 次 (1株当たりの行使価額)	行使の条件	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	第7回 (367円)	(注)	2019年 2 月23日から 2027年 2 月22日まで	250個	1名

(注) 新株予約権の行使条件

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について、会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- ④ 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場 (以下「株式公開」という。) がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。

(2) 行使可能割合

以下の各期間において権利者が行使することができる新株予約権の数の上限は、それぞれ以下に定める数とし、これに反する行使をすることはできないものとする。なお、以下において「割当数」とは、割当日において当該権利者に割り当てられた新株予約権の数を意味する。

株式公開の日から、株式公開後1年間が経過する日まで：割当数の0%

株式公開後1年間が経過した日以降、株式公開後2年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後2年間が経過した日以降、株式公開後3年間が経過する日まで：割当数の50%

株式公開後3年間が経過した日以降：行使数の制限はない

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年5月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鎌田和樹	NUNW株式会社代表取締役社長 一般社団法人クリエイターエコノミー協会代表理事
取締役	梅景匡之	クリエイターマネジメントユニット、 システムユニット担当
取締役(常勤監査等委員)	砂田浩孝	
取締役(監査等委員)	長南伸明	長南伸明公認会計士事務所所長 株式会社スタジオアタオ取締役 株式会社gumi社外取締役(監査等委員) SFPホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	河島勇太	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 砂田浩孝、長南伸明及び河島勇太の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 砂田浩孝及び長南伸明の各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
- 委員長 砂田浩孝
委員 長南伸明
委員 河島勇太
4. 当社は、3名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集、取締役会以外の重要な会議等への出席、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 監査等委員である取締役長南伸明氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役河島勇太氏は、弁護士であり、企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに関する知見を有しております。
7. 当社は、2022年3月31日付取締役会において、2022年6月1日付で代表取締役会長を新設し鎌田和樹が就任すること、代表取締役社長に梅景匡之が就任することを決議しております。
8. 取締役中尾充宏、取締役渡辺崇、取締役市川義典、取締役山田裕介の各氏は、2021年8月26日付で、任期満了に伴い退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、管理監督者の地位にある従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が填補することとしております。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の損害等については填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	6名	43,744千円	13,200千円	56,944千円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	19,120千円 (19,120千円)	4,150千円 (4,150千円)	23,270千円 (23,270千円)
合計 (うち社外取締役)	9名 (3名)	62,864千円 (19,120千円)	17,350千円 (4,150千円)	80,214千円 (23,270千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2017年8月31日開催の第4回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち、社外取締役は0名)です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月21日開催の第5回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当社グループの前連結会計年度における連結営業利益(連結損益計算書に記載の営業利益をいう。)であり、また、当該業績指標を選定した理由は、当該業績指標が、取締役の業績向上へのインセンティブ付与と内部留保とのバランスを図るのに適した指標と考えたためです。なお、前連結会計年度における当社グループの連結営業利益の実績は815,951千円です。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬には、2021年8月26日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役に対する報酬等を含んでおります。

□. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

・ 決定方針の決定方法

当社は以下の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関して、取締役会において決議をし、決定しております。

・ 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本方針において同じ。）の報酬等は、取締役の経営責任を明確にし、業績向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、指名報酬委員会からの答申及び、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議により代表取締役に一任し決定することを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等は、いずれも金銭報酬である固定報酬としての「基本報酬」及び賞与としての「業績連動報酬等」により構成し、その概要は以下のとおりです。

・ 基本報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職等に応じて定めた基本給及び職位給を合計した額を支給します。

・ 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の賞与としての業績連動報酬は、当社グループの前連結会計年度における連結営業利益（連結損益計算書に記載の営業利益をいう。以下、本方針において同じ。）を指標として総額の上限を決定し、当社グループの連結営業利益に役職等に応じて定めた職位係数を掛けた額を、毎年一定の時期に支給します。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に関して、役職等に応じて定めた職位係数は以下のとおりです。

社長執行役員である取締役	専務執行役員である取締役
0.80%	0.70%

・ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬は当社の利益水準及び同種同規模の他社における役員報酬の水準等を参考として決定し、また、業績連動報酬は取締役に対する適切なインセンティブ付与と内部留保とのバランス等を勘案して決定することとします。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬及び賞与の額については取締役会決議にもとづき代表取締役が委任をうけて決定するものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成され、かつその委員長が独立社外取締役である指名報酬委員会に個人別の基本報酬及び賞与額の原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

ハ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、原案に対する指名報酬委員会からの答申及び監査等委員会の意見に従い、代表取締役が上記方針との整合性を考慮し、多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申及び意見を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役鎌田和樹が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社事業の全部に精通し、取締役の業務執行に関して適切にこれを把握し、評価することができる代表取締役に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定を委ねることが当社全体の利益に資すると考えるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成され、かつその委員長が独立社外取締役である指名報酬委員会、監査等委員会による答申及び意見がなされる体制を整備する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役長南伸明氏は長南伸明公認会計士事務所の公認会計士であり、株式会社スタジオアタオの取締役、株式会社gumiの社外取締役（監査等委員）、SFPホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めております。これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー弁護士であり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておらず、同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 砂田浩孝 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。同氏には、ビジネスの観点から取締役会その他重要な会議において、適切な意見提言を行うことが期待されており、取締役会及び監査等委員会では、主に豊富なマネジメント経験と幅広い見識に基づき、経営全般の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 長南伸明 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、会計・税務及びビジネスの観点から、適切な発言を行うことが期待されており、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 河島勇太 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会14回、及び監査等委員会14回全てに出席いたしました。同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において、コンプライアンスなどの観点から、適切な発言を行うことが期待されており、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役からの報告を通じて、監査内容、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで法令、定款及びその他規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人が、当社が社会の中で活躍する企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役及び執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。
 - ・ 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、事業リスク対策チーム、財務会計対策チーム、資産保全対策チーム、危機管理対策チーム、情報セキュリティ対策チーム、個人情報保護対策チーム、コンプライアンス対策チーム、及び緊急トラブルシューティングチームをその構成要素とし、それぞれの長に取締役又は執行役員を置くことで組成される。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を定時取締役会に報告する。
 - ・ 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ・ 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役に報告する。
 - ・ 業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。
 - ・ 監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって他の社内機関より独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。
 - ・ 当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。
 - ・ 金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。
 - ・ 当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などにより社内全体におけるコンプライアンス意識を徹底する。
 - ・ 当社グループにおける法令・定款・その他諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、

- 「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。
- ・法令・定款・その他諸規程の違反が認定された場合、「就業規則」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。
 - ・代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
 - ・当社は、2019年6月に過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置し、同委員会への諮問を通じて当社の経営の透明化及び取締役の報酬決定プロセスの客観化・透明化を図っている。
 - ・当社は、2019年11月に業務執行取締役及び執行役員全員で構成される投資委員会を設置し、当社の株式投資（自己運用を除く）に関する事項を審議・決定し、出資の適正を確保している。
- ② 当社の取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役会議事録など重要な文書（電磁的記録を含む。）については、法令・「文書管理規程」に従って記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員及び内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。
 - ・取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報資産の保護や情報開示に関する諸規程を策定し、これらに基づき適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会で制定される「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。
 - ・個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。
 - ・リスク管理の対策組織は、定期的または必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。
 - ・リスク管理の対策組織は、リスクの顕在化防止に必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。
 - ・緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を取り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して迅速に対応を実施する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限及び責任の明確化を図り、迅速かつ効率的に業務を執行する。

- ・重要な業務遂行のうち、取引額が相対的に小さい等、事業全体の状況に鑑み取締役会決議事項との関係で相対的に重要性の低い業務執行については、より迅速で多面的な検討を行うために業務執行取締役及び執行役員で構成される執行会議で審議する。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。
 - ・当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。
 - ・内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果及び改善課題を、代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。
 - ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。
 - ⑦ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当該使用人については、補助すべき監査等委員会及び監査等委員の職務に関連し、監査等委員会または監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。
 - ・当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。
 - ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務及び財産の状況などを報告する。
 - ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを徹底し、これを周知する。
 - ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - ・監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ・監査等委員がその職務の執行に関し、緊急または臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。
- ・監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で定期的な連絡会を開催する。
- ・監査等委員は、執行会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体へ出席することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当社は、毎月定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営課題について活発に議論し、重要事項について審議・決定しております。

また、業務執行取締役及び執行役員が出席する執行会議を、原則毎週開催し、取締役会で決議するべき事項以外の経営上重要な事項について審議・決定し、経営機能の強化に努めております。

また、業務執行取締役、執行役員及びその他経営陣幹部は「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に基づき分担して職務を執行しております。

② コンプライアンス・リスクマネジメント体制について

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、入社時研修や全従業員を対象とした研修を定期的を実施するとともに、常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設けるなど、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会では、毎月、当社のコンプライアンスの状況、経営を取り巻く各種リスク、当社におけるリスクの発生について対応策を検討実施し、取締役会及び執行会議に報告・提言を行っております。

③ 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づいて開催され、法令等に定められた事項の決議を行っております。

また、常勤監査等委員は、社内の重要会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、意思決定の過程や内容について監査及び監督をしております。さらに、会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行い監査の実効性を確保しております。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,736,515	流動負債	5,863,814
現金及び預金	3,727,645	買掛金	1,847,455
売掛金	2,227,425	短期借入金	2,000,000
商品	413,006	一年内返済予定の長期借入金	363,120
仕掛品	166,397	未払金	255,502
貯蔵品	456	未払費用	323,439
未収消費税等	993,541	未払法人税等	325,402
その他	208,041	契約負債	479,383
固定資産	2,967,880	賞与引当金	189,618
有形固定資産	289,611	役員賞与引当金	13,200
建物	493,776	その他	66,692
減価償却累計額	△272,375	固定負債	428,578
建物(純額)	221,400	長期借入金	416,628
工具、器具及び備品	198,375	その他	11,950
減価償却累計額	△141,856	負債合計	6,292,393
工具、器具及び備品(純額)	56,518	(純資産の部)	
土地	11,692	株主資本	4,354,910
無形固定資産	970,673	資本金	824,031
ソフトウェア	173,586	新株式申込証拠金	11,010
ソフトウェア仮勘定のれん	123,137	資本剰余金	814,693
のれん	113,949	利益剰余金	2,805,154
契約関連無形資産	560,000	自己株式	△99,978
投資その他の資産	1,707,595	その他の包括利益累計額	16,647
投資有価証券	937,036	その他有価証券評価差額金	16,647
繰延税金資産	402,479	新株予約権	14,362
敷金及び保証金	360,673	非支配株主持分	26,082
その他	7,406	純資産合計	4,412,002
資産合計	10,704,396	負債純資産合計	10,704,396

連結損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,584,921
売上原価	16,460,103
売上総利益	7,124,817
販売費及び一般管理費	6,153,422
営業利益	971,395
営業外収入	
受取利息	34
為替差益	19,180
助成金の収入	13,920
その他	20,577
	53,713
営業外費用	
支払利息	7,875
支払手数料	2,672
売上割引	2,366
損害賠償	8,510
その他	975
	22,401
経常利益	1,002,707
減損損失	265,130
税金等調整前当期純利益	737,576
法人税、住民税及び事業税	453,390
法人税等調整額	△129,300
当期純利益	413,486
非支配株主に帰属する当期純損失	34,842
親会社株主に帰属する当期純利益	448,329

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,077,510	流動負債	5,313,382
現金及び預金	2,784,589	買掛金	1,632,136
売掛金	2,048,846	短期借入金	2,000,000
商品	3,166	一年内返済予定の長期借入金	363,120
仕掛品	164,131	未払金	151,036
貯蔵品	456	未払費用	317,496
未収消費税等	975,617	未払法人税等	286,248
前払金	1,183	契約負債	330,619
前払費用	128,530	預り金	47,443
短期貸付金	850,000	賞与引当金	171,834
その他	120,988	役員賞与引当金	13,200
固定資産	3,082,403	その他	246
有形固定資産	289,034	固定負債	428,578
建物	493,776	長期借入金	416,628
減価償却累計額	△272,375	その他	11,950
建物(純額)	221,400	負債合計	5,741,961
工具、器具及び備品	195,702	(純資産の部)	
減価償却累計額	△139,761	株主資本	4,386,943
工具、器具及び備品(純額)	55,941	資本金	824,031
土地	11,692	新株式申込証拠金	11,010
無形固定資産	819,171	資本剰余金	793,031
ソフトウェア	110,884	資本準備金	793,031
ソフトウェア仮勘定のれん	34,337	利益剰余金	2,858,848
契約関連無形資産	560,000	その他利益剰余金	2,858,848
投資その他の資産	1,974,197	繰越利益剰余金	2,858,848
投資有価証券	937,036	自己株式	△99,978
関係会社株式	384,765	評価・換算差額等	16,647
繰延税金資産	285,049	その他有価証券評価差額金	16,647
敷金及び保証金	360,673	新株予約権	14,362
その他	6,673	純資産合計	4,417,953
資産合計	10,159,914	負債純資産合計	10,159,914

損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		21,249,944
売上原価		14,948,964
売上総利益		6,300,980
販売費及び一般管理費		5,380,920
営業利益		920,059
営業外収益		
受取利息	1,298	
関係会社業務受託収入	237,362	
為替差益	19,180	
助成金収入	13,920	
その他	65,578	337,340
営業外費用		
支払利息	7,875	
支払手数料	2,672	
売上割引	2,366	
損害賠償金	8,510	
その他	671	22,096
経常利益		1,235,303
経常損失		
減損損失	265,130	
関係会社株式評価損	149,762	414,892
税引前当期純利益		820,410
法人税、住民税及び事業税	414,236	
法人税等調整額	△72,229	342,006
当期純利益		478,403

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月21日

UUUM株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鴫 田 直 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、UUUM株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UUUM株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月21日

UUUM株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 清 二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴫 田 直 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、UUUM株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月21日

UUUM株式会社 監査等委員会

社外取締役（常勤監査等委員） 砂 田 浩 孝 印

社外取締役（監査等委員） 長 南 伸 明 印

社外取締役（監査等委員） 河 島 勇 太 印

(注) 監査等委員砂田浩孝、長南伸明及び河島勇太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の経営体制に合わせて機動的な運営を可能にするため、株主総会及び取締役会の招集権者並びに議長に関する規定の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定の削除及び変更後定款第17条(電子提供措置等)の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日、若しくは2022年9月1日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（2名）は、本株主総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。また、当社では、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会を設置しており、取締役会は、事前に指名報酬委員会に諮問したうえで取締役候補者を決定しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 かま だ かず き 鎌 田 和 樹 (1983年12月3日生)	2003年10月 株式会社光通信入社 2006年11月 テレコムサービス株式会社出向 2010年4月 株式会社光通信執行役員 2013年6月 当社設立 当社代表取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 CEO 2021年6月 FORO株式会社代表取締役社長 2021年6月 UUUM GOLF株式会社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 兼 CEO 2022年2月 一般社団法人日本ネットクリエイター協会 理事（現任） 2022年3月 一般社団法人クリエイターエコノミー協会 代表理事（現任） 2022年5月 NUNW 株式会社（2022年5月1日付で FORO株式会社より社名変更） 代表取締役社長（現任） 2022年6月 当社代表取締役会長（現任） 経営全般担当	7,047,930株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社創業者として、強力なリーダーシップを発揮するとともに、当社所属の専属クリエイターとの強固な信頼関係を築いております。また、YouTube動画、これにかかるプロモーションだけでなく、YouTube以外のSNS、及び広くインフルエンサーマーケティングビジネスに関して豊富な知識を有し、当社の経営方針や事業戦略の決定において極めて重要な役割を果たしております。 このようなリーダーシップや豊富な知識、またクリエイターとの強固な信頼関係は、引き続き、当社の企業価値向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	再任 うめ かげ ただ ゆき 梅 景 匡 之 (1978年3月3日生)	2001年3月 株式会社NEXS入社 2007年10月 株式会社光通信入社 2010年4月 同社統括部長 テレコムサービス株式会社取締役 2014年7月 当社入社 2014年12月 当社取締役 2019年6月 当社取締役 COO 2021年6月 P2C Studio株式会社取締役（現任） 2021年6月 UUUM GOLF株式会社取締役（現任） 2021年6月 当社取締役専務執行役員 兼 COO 2021年12月 LiTMUS株式会社取締役（現任） 2022年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） メディア、企画戦略、システム担当	183,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 創業間もない当社に入社後、当社のクリエイターサポート事業をはじめとする事業全般の執行責任者として、現在まで当社を成長させてきた実績を有しております。この実績及びYouTube、その他のSNS、及びインフルエンサーマーケティングビジネスに対する深い見識は、引き続き、当社の事業執行において不可欠かつ当社の企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 にし だ まさ き 西 田 真 樹 (1974年4月18日生)	1997年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会 社入社 株式会社ディレクTV出向 株式会社ツタヤ・オンライン出向 2001年4月 株式会社電通入社 2008年1月 電通北京事務所代表 電衆（電通中国デジタル）出向副総経 理 2010年8月 同社デジタル・ビジネス局長 2014年2月 Dentsu Aegis Network北京電通出向 電通中国全国デジタル統括マネージャー 2017年4月 同社グローバル・ビジネス局部長 2018年5月 ByteDance株式会社入社 副社長/VP Head of TikTok for Business Japan 2020年10月 SOLANA合同会社設立 同社代表社員（現任） 2021年6月 当社入社 執行役員（現任） M&A、投資戦略、企業アライアンス担当 2021年8月 株式会社クロスシー非常勤取締役（現任）	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>株式会社電通でのデジタルビジネス担当ならびに中国駐在を経てByteDance株式会社にて日本事業統括としてTikTokの急成長を牽引するなど、デジタルマーケティング、エンターテインメントビジネス分野での高い実績を有しています。この豊富な知見と経験は、今後のマーケティングビジネスの非連続的な拡大や新規事業の立ち上げ、戦略的業務提携の加速などを通じて当社の企業価値向上に寄与するものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年5月31日現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任の監査等委員である取締役のうち河島勇太氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員である取締役1名を増員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、取締役会は、事前に指名報酬委員会に諮問したうえで監査等委員である取締役の候補者を決定しております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	再任 かわ し ま ゆ う た 河 島 勇 太 (1983年2月6日生)	2008年12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2009年 1 月 森・濱田松本法律事務所入所 2018年 1 月 同法律事務所パートナー (現任) 2018年 8 月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化、ひいては当社の企業価値向上に果たす役割は非常に大きいと判断し、監査等委員である社外取締役の候補者としてしました。なお、河島勇太氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	新任 いち き ゆ か 一 木 裕 佳 (1966年11月14日生)	1988年 7 月 株式会社ケン・コーポレーション入社 1990年11月 株式会社山城屋入社 1993年10月 野田一夫事務所入社 1995年11月 株式会社パソナ入社 2001年 5 月 株式会社マル入社 株式会社ナムコ出向 会長兼社長付特命担当 2005年 5 月 株式会社ナムコ転籍 コーポレート本部長付特命担当 2006年 4 月 株式会社バンダイナムコゲームス 社長室文化・教育事業推進プロジェクト主幹 2009年 4 月 同社社長室文化・教育事業推進プロジェクト マネージャー 2010年 4 月 同社社長室新規事業部ゼネラルマネージャー 2015年 4 月 株式会社バンダイナムコエンターテインメン ト (社名変更) 社長室新規事業部ゼネラルマネージャー 2016年 4 月 株式会社バンダイナムコウィル 取締役 2020年 4 月 セガサミーホールディングス株式会社 CSR・SDGs 推進室副室長 セガサミービジネスサポート株式会社 代表取締役社長 (現任) 2021年 4 月 セガサミーホールディングス株式会社 執行役員サステナビリティ推進室室長 (現 任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要】 エンターテインメントビジネスにおけるマネジメント経験を持ち、全社的なCSRやSDGsの浸透を強力に推進してきた実績を有しております。CSRやSDGsに関する深い知見や実務経験に基づく助言や、女性活躍推進の幅広い知見からの監督とアドバイスを行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役の候補者としてしました。</p>			

- (注) 1. 河島勇太氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与していません。また、各候補者は、当社の「独立役員選任基準」を満たしております。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

4. 河島勇太氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当社の監査等委員である取締役就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 河島勇太氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、一木裕佳氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該各契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも会社法第425条第1項に定める額です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年5月31日現在の株式数を記載しております。

以上

(ご参考)

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の取締役体制

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の各取締役が有する主な知識・経験・専門性並びに当社が期待する分野は次のとおりであります。

役職	氏名	企業経営	コンテンツ・企画	マーケティング・営業	IT デジタル	財務 ファイナンス	人事・労務 人材開発	法務・リスク マネジメント	サステナビリティ
取締役	鎌田 和樹	○	○	○	○				
	梅景 匡之	○		○	○		○		
	西田 真樹	○		○	○				
取締役 (監査等委員)	砂田 浩孝 (社外)	○		○			○	○	
	長南 伸明 (社外)	○			○	○		○	
	河島 勇太 (社外)							○	
	一木 裕佳 (社外)	○	○						○

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木七丁目18番18号

住友不動産六本木通ビル ベルサール六本木 B 1

TEL 03-3479-1621



交通 東京メトロ日比谷線 六本木駅 2番出口より 徒歩約2分

都営大江戸線 六本木駅 4b出口より 徒歩約4分